

感染症でお困りのときには 感染症対策相談窓口へ!!

感染症対策について、会員の先生方が気軽に相談できる相談窓口を設置しています。

相談がある場合には下記の要領で相談事項をFAXにてお送りください。

広島県医師会内に設置の感染症対策委員会委員が、専門的見地からご回答いたします。

① 目 的

会員からの感染症対策に関する問い合わせに具体的に回答することにより、知識の普及啓発を図ることを目的とする。

② 対 象

広島県医師会員の所属する医療機関や高齢者施設等に従事する者。

③ 事業 内 容

- (1) 広島県医師会内に相談窓口を設置するが、専用FAX等は設置しない。
- (2) 受付時間 月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前9時～午後5時までとする。
- (3) 相談申込及び回答方法
 - ア 相談申込者は、所属施設名を明記し、感染症対策に関する具体的な質問内容、氏名、職名、電話番号、FAX番号を記入の上、FAXにて送信するものとする。
 - イ 相談申込者に対し、広島県医師会感染症対策委員会委員が、可及的速やかに文書回答することとする。

感染症対策委員会委員：大毛 宏喜（広島大学病院）、桑原 正雄（広島県感染症・疾病管理センター）、
小山 祐介（福山市民病院）、谷口 智宏（県立広島病院）、柳田 実郎（舟入市民病院）、
山岡 直樹（吉島病院）、横崎 典哉（広島大学病院）、森 美喜夫（広島県小児科医会）、
杉野 禮俊（広島県小児科医会）、
大本 崇、野間 純、渡邊 弘司、津谷 隆史（広島県医師会）

良くある質問

- 老健の入所者からESBL産生菌を検出しました。大部屋でも大丈夫でしょうか。
- インフルエンザが入院患者と職員の複数から出ています。同室患者や職員の予防内服の方法を教えて下さい。

送付先はコチラ

→ 広島県医師会 地域医療課 FAX : 082-568-2112

院内集団感染の行政への報告基準について

院内集団感染の発生が疑われ、下記の報告基準に該当する場合は所管する保健所に連絡をお願いいたします。

報 告 基 準

- (ア) 同一の感染症による又はそれによると疑われる死亡者が発生した場合、又は重篤患者が1週間に内に2名以上発生した場合
- (イ) 同一の感染症の患者又はそれが疑われる者が10名以上又は全入院者等の半数以上発生した場合
- (ウ) (ア)及び(イ)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に医療機関の管理者が報告を必要と認めた場合